



# 長崎県公報

## 目 次

<p>◎ 告 示</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・生活保護法に基づく指定医療機関の指定</li> <li>・生活保護法に基づく指定医療機関の変更</li> <li>・生活保護法に基づく指定医療機関の廃止</li> <li>・生活保護法に基づく指定施術機関の変更</li> <li>・生活保護法に基づく指定施術機関の廃止</li> <li>・生活保護法に基づく指定介護機関の変更</li> <li>・公有水面埋立ての竣功認可</li> <li>・保安林の指定の予定（4件）</li> <li>・証紙売りさばき人の指定の一部改正</li> </ul>	<p>所管課（室）名</p> <p>福 祉 保 健 課</p> <p>〃</p> <p>〃</p> <p>〃</p> <p>〃</p> <p>〃</p> <p>漁 港 漁 場 課</p> <p>林 政 課</p> <p>会 計 課</p>
<p>◎ 公 告</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和3年度技能検定試験（随時3級）の実施</li> </ul>	<p>雇用労働政策課</p>
<p>◎ 教育委員会規則</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○長崎県立学校教職員の人事評価に関する規則の一部を改正する規則</li> <li>○長崎県市町村立学校教職員の人事評価に関する規則の一部を改正する規則</li> </ul>	<p>高 校 教 育 課</p> <p>義 務 教 育 課</p>
<p>◎ 公安委員会告示</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・乗合自動車の停留所における一般旅客自動車運送事業用自動車等の停車又は駐車について</li> </ul>	<p>交 通 規 制 課</p>

## 告 示

### 長崎県告示第783号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定によりその例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定医療機関として次のとおり指定した。

令和3年12月7日

長崎県知事 中村 法道

（指 定）

医 療 機 関 名	開 設 者	所 在 地	指 定 年 月 日	有 効 期 間
アイン薬局 愛野店	株式会社アインファーマシーズ 代表取締役 大石 美也	長崎県雲仙市愛野町甲3848-10	令和3年11月1日	令和9年10月31日

みやしたリウマチ・内科クリニック	医療法人賜誠会 理事長 宮下 賜一郎	長崎県大村市幸町25番地74	令和3年11月1日	令和9年10月31日
医療法人 天野医院	医療法人 天野医院 理事長 天野 力太	長崎県雲仙市千々石町甲677	令和3年11月1日	令和9年10月31日
山田医院	山田 隆史	長崎県北松浦郡佐々町本田原免137番地3	令和3年10月1日	令和9年9月30日
美南の丘クリニック	医療法人 彰仁会 理事長 松尾 彰	長崎県諫早市小川町595番地1	令和3年11月1日	令和9年10月31日
長崎県上五島病院附属診療所 有川医療センター	長崎県病院企業団 企業長 米倉 正大	長崎県南松浦郡新上五島町有川郷2255番地	令和3年11月1日	令和9年10月31日
イオン薬局 大村店	イオン九州株式会社 代表取締役 柴田 祐司	長崎県大村市幸町25-200	令和3年11月1日	令和9年10月31日
南野歯科クリニック	医療法人 南野クリニック 理事長 南野 毅	長崎県大村市乾馬場町885番地3 2階	令和3年10月1日	令和9年9月30日
クニマル薬局	有限会社ありかわ調剤薬局 代表取締役 下辺 寛弥	長崎県南松浦郡新上五島町浦桑郷1360	令和3年10月1日	令和9年9月30日
のどか薬局小迎店	有限会社和 代表取締役 茸本 慎一	長崎県西海市西彼町小迎郷2550-3	令和3年11月1日	令和9年10月31日
恵寿病院 訪問看護ステーション	医療法人 和光会 理事長 出口 晴彦	長崎県諫早市有喜町593-1	令和3年8月1日	令和9年7月31日
フラワー調剤薬局	株式会社 エンプレス まつふじ 代表取締役 松藤 弘子	長崎県島原市中堀町62	令和3年12月1日	令和8年8月31日
医療法人社団淡光会 小嶺歯科医院	医療法人社団 淡光会 理事長 小嶺 雄	長崎県雲仙市国見町多比良乙354番地3	令和3年11月21日	令和9年11月20日
医療法人 たなか歯科医院	医療法人たなか歯科医院 理事長 田中 広海	長崎県諫早市小野町8-1	令和3年11月1日	令和9年10月31日

医療法人 田中医院 こむかえクリニック	医療法人田中医院 理 事長 田中 純智男	長崎県西海市西彼町小迎郷 2542-5	令和3年11月1日	令和9年10月31日
はくあい堂新田薬局	博愛堂ファーマシー株 式会社 代表取締役 水田 晋一郎	長崎県島原市新田町587-13	令和3年11月12日	令和9年11月11日
げんき堂薬局 時津店	株式会社gen 代表取 締役 久松 徹	長崎県西彼杵郡時津町西時津郷 847-1	令和3年11月19日	令和9年11月18日

**長崎県告示第784号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定によりその例によることとされる場合を含む。）の規定により、次のとおり指定医療機関から変更の届出があった。

令和3年12月7日

長崎県知事 中村 法道

（変 更）

区分	事業所の名称及び所在地	開設者	所在地	変更事項	変更年月日
旧	医療法人紫雲会 本川 内科歯科医院	医療法人紫雲会 理事長 本川 長弘	長崎県東彼杵郡川棚町中組郷 1489番地1	名称変更	令和3年5月10日
新	医療法人紫雲会 本川 医院				

**長崎県告示第785号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定によりその例によることとされる場合を含む。）の規定により、次のとおり指定医療機関から廃止の届出があった。

令和3年12月7日

長崎県知事 中村 法道

（廃 止）

医療機関名	開設者	所在地	廃止年月日
山田医院	山田 啓二	長崎県北松浦郡佐々町本田原免137-3	令和3年9月30日
がまだす薬局	株式会社ケミスト 代表 取締役 川原 聡	長崎県南島原市加津佐町己3266-1	令和3年9月30日
坂本薬局	合同会社 坂本薬局 代 表社員 坂本 繁	長崎県諫早市栄町4-7	令和3年10月14日

南野歯科クリニック	南野 純	長崎県大村市乾馬場町885番地3 2階	令和3年9月30日
有限会社 国丸薬局	有限会社 国丸薬局 代表取締役 湯川 悦子	長崎県南松浦郡新上五島町浦桑郷1360	令和3年9月30日

**長崎県告示第786号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第2項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、その例によることとされる場合を含む。）の規定により、次のとおり指定施術機関から変更の届出があった。

令和3年12月7日

長崎県知事 中村 法道

(変 更)

区分	業務の種類	指定施術機関名 (施術者氏名)	施術者住所	施術所名称・所在地	変更年月日
旧	柔道整復	浦 英則	大村市富の原2丁目154-5	富ノハラ整骨院 大村市富の原2丁目154-5	令和3年11月6日
新				富ノ原整骨院 大村市富の原2丁目154-5	

**長崎県告示第787号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第2項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定によりその例によることとされる場合を含む。）の規定により、次のとおり指定施術機関から廃止の届出があった。

令和3年12月7日

長崎県知事 中村 法道

(廃 止)

業務の種類	指定施術機関名 (指定施術者名)	施術者住所	開設施術所名称 (施術所を開設している場合)	開設施術所所在地 (施術所を開設している場合)	廃止年月日
柔道整復	田中 陽奈子	長崎県諫早市城見町 45番28号			令和3年11月10日

**長崎県告示第788号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定によりその例によることとされる場合を含む。）の規定により、次のとおり指定介護機関から変更の届出があった。

令和3年12月7日

長崎県知事 中村 法道

(変 更)

区分	事業所の名称及び所在地		届出者の名称及び所在地		変更事項	変更年月日
旧	ヘルパーステーション こころ	長崎県大村市皆同町95番地1	合同会社 優華 代表社員 中山 佳世子	長崎県大村市皆同町93番地4	所在地変更	平成28年12月1日
新		長崎県大村市皆同町93番地4				

**長崎県告示第789号**

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第22条第1項の規定により、次のとおり公有水面埋立ての竣功を認可した。

なお、その関係書類を次のとおり閲覧に供する。

令和3年12月7日

長崎県知事 中村 法道

- 1 埋立ての竣功認可年月日 令和3年12月7日
- 2 埋立ての竣功認可を受けた者の住所氏名  
 名 称 対馬市  
 所 在 地 長崎県対馬市厳原町国分1441番地  
 代表者氏名 対馬市長 比田勝 尚喜  
 代表者住所 長崎県対馬市厳原町国分1441番地
- 3 埋立ての区域  
 (1) 位 置 長崎県対馬市上対馬町豊字大多1382番3から1339番2に隣接する道に隣接する埋立地に至る地先  
 (2) 区 域 省略（閲覧図書のとおり）  
 (3) 面 積 3,121.23平方メートル
- 4 埋立地の用途  
 漁港施設用地
- 5 埋立免許年月日及び番号  
 平成4年12月28日付け長崎県指令4漁計許第35号
- 6 閲覧場所  
 長崎県対馬市厳原町国分1441番地 対馬市役所

**長崎県告示第790号**

森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により、次のように保安林を指定する予定である。

令和3年12月7日

長崎県知事 中村 法道

- 1 保安林予定森林の所在場所  
 平戸市主師町字出口388のヨ第2
- 2 指定の目的  
 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件  
 (1) 立木の伐採の方法  
 1 主伐に係る伐採種は、定めない。  
 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。  
 (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を県庁農林部林政課及び平戸市役所に備え置いて縦覧に供する。)

### 長崎県告示第791号

森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により、次のように保安林を指定する予定である。

令和3年12月7日

長崎県知事 中村 法道

- 1 保安林予定森林の所在場所  
平戸市主師町字喜藤藏583の3、583の4
- 2 指定の目的  
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - 1 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を県庁農林部林政課及び平戸市役所に備え置いて縦覧に供する。)

### 長崎県告示第792号

森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により、次のように保安林を指定する予定である。

令和3年12月7日

長崎県知事 中村 法道

- 1 保安林予定森林の所在場所  
平戸市草積町字古屋敷1011の第1、1011の第2
- 2 指定の目的  
土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - 1 主伐は、択伐による。
    - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を県庁農林部林政課及び平戸市役所に備え置いて縦覧に供する。)

### 長崎県告示第793号

森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により、次のように保安林を指定する予定である。

令和3年12月7日

長崎県知事 中村 法道

- 1 保安林予定森林の所在場所  
平戸市主師町箕ノ坪13
- 2 指定の目的  
水源の涵養
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - 1 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を県庁農林部林政課及び平戸市役所に備え置いて縦覧に供する。)

**長崎県告示第794号**

証紙売りさばき人の指定（昭和41年長崎県告示第752号）の一部を次のように改正し、令和3年11月26日から適用する。

令和3年12月7日

長崎県知事 中村 法道

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後					改正前				
NO	氏名 (名称及び代表者名)	住所 (所在地)	売りさばき 所の所在地	所在市 町村名	NO	氏名 (名称及び代表者名)	住所 (所在地)	売りさばき 所の所在地	所在市 町村名
1～83の3 略					1～83の3 略				
84	株式会社ファミリーマート 代表取締役 細見 研介	東京都港区芝浦3丁目1番21号	略		84	株式会社ファミリーマート 代表取締役 細見 研介	東京都港区芝浦3丁目1番21号	略	
								<u>西海市西彼町喰場郷151番7</u> ファミリーマート西海亀岳店	<u>西海市</u>

**公 告**

**令和3年度技能検定試験（随時3級）の実施（公告）**

職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令第24号）第66条第3項の規定に基づき、令和3年度技能検定試験（随時3級）の実施について次のとおり公示する。

令和3年12月7日

長崎県知事 中村 法道

- 1 実施職種  
随時3級  
冷凍空気調和機器施工（冷凍空気調和機器施工作業）
- 2 試験の方法  
上記の職種について実技試験及び学科試験を実施
- 3 技能検定の検定手数料、実施期日及び実施場所
  - (1) 実技試験
    - ア 手数料 18,200円
    - イ 実施期日  
令和3年12月7日（火）から令和4年3月31日（木）までの間において、別途長崎県職業能力開発協会が指定する日
    - ウ 実施場所  
別途長崎県職業能力開発協会から通知する場所
    - エ 問題の公表  
実技試験の問題は、あらかじめ受検申請者に公表する。ただし、職種によっては公表しないものもある。
  - (2) 学科試験

ア 手数料 3,100円

イ 実施期日

令和3年12月7日（火）から令和4年3月31日（木）までの間において、別途長崎県職業能力開発協会が指定する日

ウ 実施場所

別途長崎県職業能力開発協会から通知する場所

#### 4 受検申請の手続

##### (1) 提出書類

技能検定受検申請書

##### (2) 提出先

長崎県職業能力開発協会

〒851-2127 西彼杵郡長与町高田郷547-21（技能・技術向上支援センター内）

電話 095-894-9971

##### (3) 受付期間

随時

##### (4) 受検申請に関する注意

ア 技能検定受検申請書の用紙は、長崎県職業能力開発協会で作成し、交付する。

なお、受検申請用紙の郵送を求める場合は、封筒の表面に「技能検定受検申請用紙請求」と朱書きし、返信用封筒（あて先を記入し、120円切手を貼ったもの）を同封すること。

イ 申請書を郵送する場合は書留郵便とし、封筒の表面に「技能検定受検申請書在中」と朱書きすること。

#### 5 手数料の納付方法

実技試験手数料又は学科試験手数料は、申請書に添えて、長崎県職業能力開発協会に納付すること。また、手数料を郵送する場合は現金書留とし、申請書を同封のうえ郵送すること。

なお、受検申請書を受け付けた後は、申請を取り消した場合又は試験を受けなかった場合でも手数料は返還しない。

#### 6 合格者の通知

##### (1) 合格通知

実技試験又は学科試験のいずれかに合格したものについては、長崎県職業能力開発協会が書面によりその旨を通知する。

##### (2) 技能検定合格証書等の交付

技能検定合格者には長崎県知事名の合格証書を交付する。

このほか、厚生労働大臣から、随時3級の技能検定の合格者に対し、技能士章が交付される。

#### 7 その他

技能検定について不明な点は、長崎県職業能力開発協会又は長崎県産業労働部雇用労働政策課に問い合わせること。

## 教育委員会規則

長崎県立学校教職員の人事評価に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年12月7日

長崎県教育委員会教育長 平田 修三

### 長崎県教育委員会規則第15号

長崎県立学校教職員の人事評価に関する規則の一部を改正する規則

長崎県立学校教職員の人事評価に関する規則（平成18年長崎県教育委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
(趣旨)	(趣旨)



第1条 略

(人事評価の目的)

第2条 人事評価は、教職員の能力及び業績を客観的かつ公正に評価することにより、人材育成を図り、学校組織の活性化に資するとともに、人事管理の基礎とすることを目的とする。

(人事評価の対象となる教職員の範囲)

第3条 人事評価の対象となる者は、別に定める評価基準日に在職する全ての教職員とする。ただし、県教育委員会教育長（以下「県教育長」という。）が別に定める教職員を除く。

(人事評価の種類)

第4条 人事評価は、定期評価、条件評価及び臨時評価により行うものとする。

2 定期評価は、毎年度1回、評価基準日に実施するものとする。

3 条件評価は、条件附採用期間中の教職員について、評価基準日に実施するものとする。

4 臨時評価は、県教育委員会が特に必要があると認める教職員について、随時これを実施するものとする。

(人事評価の方法)

第5条 人事評価の方法として、業績評価及び能力評価を行うものとする。

2 業績評価（職員がその職務を遂行するに当たり挙げた業績を把握した上で行われる勤務成績の評価をいう。以下同じ。）は、教職員があらかじめ設定した職務目標の達成度、当該目標に対する取組状況及び組織等における貢献度に基づき、客観的に評価する。

3 能力評価（職員がその職務を遂行するに当たり発揮した能力を把握した上で行われる勤務成績の評価をいう。以下同じ。）は、職務遂行の過程において発揮された教職員の能力を客観的に評価する。

4 人事評価票は、職員の勤務成績を示すものとして、別に定める様式をいう。

第1条 略

(人事評価の目的)

第2条 人事評価は、教職員の職務を遂行した実績並びにその職務の遂行上見られた能力及び意欲・姿勢（以下「勤務成績」という。）について、この規則に定める手続きにより適正に評価を行い、人事管理の公正な基礎資料とするとともに、教職員の資質能力等の向上を図り、学校組織を活性化させることによって、学校教育の充実に資することを目的とする。

(人事評価の対象となる教職員の範囲)

第3条 人事評価は、次の各号に掲げる教職員を除く全ての教職員について実施する。

(1) 非常勤の教職員（地方公務員法第28条の5第1項に規定する教職員を除く。）

(2) 臨時的任用の教職員

(3) 県教育委員会教育長（以下「県教育長」という。）が別に定める教職員

(人事評価の種類)

第4条 人事評価は、目標管理及び勤務評価により行うものとする。

2 目標管理は、教職員が自らの職務上の目標（以下「自己目標」という。）を設定し、その自己目標の達成に向けて取り組んだ成果等を自己評価するものとする。

3 勤務評価は、評価者が教職員の職務を観察し、その勤務成績について評価を行うものとする。

(目標管理の方法)

第5条 教職員は、毎年度、4月1日、10月1日及び3月31日を、それぞれ当初申告、中間申告及び最終申告の申告基準日として自己申告するものとする。

2 教職員は、前項の各申告ごとに自己目標等必要な事項を記載した自己目標管理シートを一次指導助言者に提出するものとする。

3 一次指導助言者は、教職員の自己申告について、指導、助言及び評価を自己目標管理シートに記載し、二次指導助言者に提出するものとする。

4 二次指導助言者は、教職員の自己申告について、指導、助言及び評価を自己目標管理シートに記載し、当該教職員に返却するものとする。

5 当初申告後及び中間申告後に、それぞれ当初面談及び中間面談を行うものとする。

(勤務評価の種類)

第6条 勤務評価は、定期評価、条件評価及び臨時評価とする。

2 定期評価は、毎年度1回、3月31日を基準日（以下「定期評価基準日」という。）として実施するものとする。ただし、定期評価基準日において条件附採用期間中の教職員については、当該年度の定期評価は実施しない。

3 条件評価は、条件附採用期間中の教職員について、条件

(人事評価の対象期間)

第6条 人事評価の対象となる期間（以下「評価期間」という。）は、次の各号に掲げる評価の種類に応じ、それぞれ当該各号に定める期間とする。

- (1) 定期評価 毎年4月1日から翌年3月31日までの間。  
ただし、当該評価期間内において、採用又は昇任を命ぜられた教職員については、その採用又は昇任の日から当該年度の3月31日までの間
- (2) 条件評価 条件附採用期間
- (3) 臨時評価 必要と認められる期間

(人事評価の実施)

第7条 人事評価は、一次評価者及び二次評価者が実施する。

- 2 一次評価者は、教職員の評価期間における勤務成績の評価を行い、その評価結果を人事評価票に記載し、二次評価者に提出するものとする。
- 3 二次評価者は、教職員の評価期間における勤務成績の評価を行い、その評価結果を人事評価票に記載し、県教育長に提出するものとする。
- 4 一次評価者及び二次評価者は、それぞれの評価を受ける教職員（以下「被評価者」という。）について、5段階で評価を行うものとする。

(評価者)

第8条 人事評価は、被評価者の区分に応じ、次の表に掲げる一次評価者及び二次評価者が行うものとする。

被評価者	一次評価者	二次評価者
略		

(人事評価の結果の開示)

第9条 人事評価及び能力評価の結果については、当該被評価者に開示するものとする。

(指導及び助言)

第10条 県教育長は、人事評価の適正な実施を確保するため、校長その他の評価者に対し、必要な指導及び助言を行うものとする。

(秘密の保持)

第11条 略

(書類の保存)

第12条 人事評価に関する書類の保存期間は、5年間とし、校長及び県教育長が適正に保管しなければならない。

(評価結果の活用)

第13条 人事評価の結果については、被評価者の人材育成に積極的に活用するとともに、任用、給与、分限その他の人事管理の基礎として活用するものとする。

(苦情等の申出)

第14条 被評価者は、人事評価の結果に関する苦情等があるときは、県教育長が別に定めるところにより、苦情等を申し

附採用期間の末日を基準日として実施するものとする。

4 臨時評価は、県教育委員会が特に必要があると認める教職員について、随時これを実施するものとする。

(勤務評価の対象期間)

第7条 勤務評価の対象となる期間（以下「評価対象期間」という。）は、次の各号に掲げる勤務評価の種類に応じ、それぞれ当該各号に定める期間とする。

- (1) 定期評価 前回の定期評価基準日の翌日から当該定期評価基準日までの間。ただし、当該評価対象期間内において、採用又は昇任を命ぜられた教職員については、その採用又は昇任の日から当該定期評価基準日までの間
- (2) 条件評価 条件附採用期間
- (3) 臨時評価 必要と認められる期間

(勤務評価の方法)

第8条 勤務評価は、一次評価者及び二次評価者が実施する。

- 2 一次評価者は、教職員の評価対象期間における勤務成績の評価を行い、その評価結果を勤務評価シートに記載し、二次評価者に提出するものとする。
- 3 二次評価者は、教職員の評価対象期間における勤務成績の評価を行い、その評価結果を勤務評価シートに記載し、県教育長に提出するものとする。

(指導助言者及び評価者)

第9条 指導助言者及び評価者は、次の表のとおりとする。

教職員の区分	一次指導助言者及び一次評価者	二次指導助言者及び二次評価者
略		

(勤務評価シートの効力)

第10条 勤務評価シートは、当該評価対象期間中の教職員の勤務成績を示すものとする。

2 勤務評価シートは、新たに勤務評価シートが作成されるまでの間、当該評価対象期間に引き続く期間におけるその教職員の勤務成績を示すものとみなす。ただし、その期間は2年を限りとする。

(教育長の指導及び助言)

第11条 県教育長は、人事評価の適正な実施を確保するため、校長に対し、再評価の実施その他の必要な指導及び助言を行うものとする。

(秘密の保持)

第12条 略

(シートの保管)

第13条 自己目標管理シート及び勤務評価シートは、校長及び県教育長が適正に保管しなければならない。

出ることができるものとする。 2 被評価者は、前項の苦情等の申出をしたことを理由として、不利益な取扱を受けない。 第15条～第16条 略	第14条～第15条 略
--	-------------

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

長崎県市町村立学校教職員の人事評価に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年12月7日

長崎県教育委員会教育長 平田 修三

長崎県教育委員会規則第16号

長崎県市町村立学校教職員の人事評価に関する規則の一部を改正する規則

長崎県市町村立学校教職員の人事評価に関する規則（平成18年長崎県教育委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
(趣旨) 第1条 略 (人事評価の目的) 第2条 人事評価は、教職員の能力及び業績を客観的かつ公正に評価することにより、人材育成を図り、 <u>学校組織の活性化に資するとともに、人事管理の基礎とすることを目的とする。</u>  (人事評価の対象となる教職員の範囲) 第3条 人事評価の対象となる者は、別に定める評価基準日に在職する全ての教職員とする。ただし、 <u>県教育委員会教育長（以下「県教育長」という。）が別に定める教職員を除く。</u>  (人事評価の種類) 第4条 人事評価は、 <u>定期評価、条件評価及び臨時評価</u> により行うものとする。 2 <u>定期評価は、毎年度1回、評価基準日に実施するものとする。</u> 3 <u>条件評価は、条件付採用期間中の教職員について、評価基準日に実施するものとする。</u> 4 <u>臨時評価は、市町村教育委員会が特に必要があると認める教職員について、随時これを実施するものとする。</u> (人事評価の方法) 第5条 人事評価の方法として、 <u>業績評価及び能力評価</u> を行うものとする。  2 <u>業績評価（職員がその職務を遂行するに当たり挙げた業績を把握した上で行われる勤務成績の評価をいう。以下同</u>	(趣旨) 第1条 略 (人事評価の目的) 第2条 人事評価は、教職員の職務を遂行した実績並びにその職務の遂行上見られた能力及び意欲・姿勢（以下「勤務成績」という。）について、この規則に定める手続きにより適正に評価を行い、人事管理の公正な基礎資料とするとともに、 <u>教職員の資質能力等の向上を図り、学校組織を活性化させることによって、学校教育の充実に資することを目的とする。</u> (人事評価の対象となる教職員の範囲) 第3条 人事評価は、 <u>次の各号に掲げる教職員を除く全ての教職員について実施する。</u>  (1) <u>非常勤の教職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の5第1項に規定する教職員を除く。）</u> (2) <u>臨時的任用の教職員</u> (3) <u>県教育委員会教育長（以下「県教育長」という。）が別に定める教職員</u> (人事評価の種類) 第4条 人事評価は、 <u>目標管理及び勤務評価</u> により行うものとする。 2 <u>目標管理は、教職員が自らの職務上の目標（以下「自己目標」という。）を設定し、その自己目標の達成に向けて取り組んだ成果等を自己評価するものとする。</u> 3 <u>勤務評価は、評価者が教職員の職務を観察し、その勤務成績について評価を行うものとする。</u>  (目標管理の方法) 第5条 教職員は、毎年度、4月1日、10月1日及び3月31日を、 <u>それぞれ当初申告、中間申告及び最終申告の申告基準日として自己申告するものとする。</u> 2 <u>教職員は、前項の各申告ごとに自己目標等必要な事項を記載した自己目標管理シートを一次指導助言者に提出する</u>

じ。)は、教職員があらかじめ設定した職務目標の達成度、当該目標に対する取組状況及び組織等における貢献度に基づき、客観的に評価する。

3 能力評価（職員がその職務を遂行するに当たり発揮した能力を把握した上で行われる勤務成績の評価をいう。以下同じ。）は、職務遂行の過程において発揮された教職員の能力を客観的に評価する。

4 人事評価票は、職員の勤務成績を示すものとして、別に定める様式をいう。

(人事評価の対象期間)

第6条 人事評価の対象となる期間（以下「評価期間」という。）は、次の各号に掲げる評価の種類に応じ、それぞれ当該各号に定める期間とする。

- (1) 定期評価 毎年4月1日から翌年3月31日までの間。ただし、当該評価期間内において、採用又は昇任を命ぜられた教職員については、その採用又は昇任の日から当該年度の3月31日までの間
- (2) 条件評価 条件附採用期間
- (3) 臨時評価 必要と認められる期間

(人事評価の実施)

第7条 人事評価は、一次評価者及び二次評価者が実施する。

2 一次評価者は、教職員の評価期間における勤務成績の評価を行い、その評価結果を人事評価票に記載し、二次評価者に提出するものとする。

3 二次評価者は、教職員の評価期間における勤務成績の評価を行い、その評価結果を人事評価票に記載し、市町村教育委員会教育長（以下「市町村教育長」という。）に提出するものとする。

4 一次評価者及び二次評価者は、それぞれの評価を受ける教職員（以下「被評価者」という。）について、5段階で評価を行うものとする。

(評価者)

第8条 人事評価は、被評価者の区分に応じ、次の表に掲げる一次評価者及び二次評価者が行うものとする。

被評価者	一次評価者	二次評価者
略		

2 校長の一次評価者で、市町村教育委員会において教職員人事所管課長等に相当する職がなく市町村教育長が指定で

ものとする。

3 一次指導助言者は、教職員の自己申告について、指導、助言及び評価を自己目標管理シートに記載し、二次指導助言者に提出するものとする。

4 二次指導助言者は、教職員の自己申告について、指導、助言及び評価を自己目標管理シートに記載し、当該教職員に返却するものとする。

5 当初申告後及び中間申告後に、それぞれ当初面談及び中間面談を行うものとする。  
(勤務評価の種類)

第6条 勤務評価は、定期評価、条件評価及び臨時評価とする。

2 定期評価は、毎年度1回、3月31日を基準日（以下「定期評価基準日」という。）として実施するものとする。ただし、定期評価基準日において条件附採用期間中の教職員については、当該年度の定期評価は実施しない。

3 条件評価は、条件附採用期間中の教職員について、条件附採用期間の末日を基準日として実施するものとする。

4 臨時評価は、市町村教育委員会が特に必要であると認める教職員について、随時これを実施するものとする。  
(勤務評価の対象期間)

第7条 勤務評価の対象となる期間（以下「評価対象期間」という。）は、次の各号に掲げる勤務評価の種類に応じ、それぞれ当該各号に定める期間とする。

- (1) 定期評価 前回の定期評価基準日の翌日から当該定期評価基準日までの間。ただし、当該評価対象期間内において、採用又は昇任を命ぜられた教職員については、その採用又は昇任の日から当該定期評価基準日までの間
- (2) 条件評価 条件附採用期間
- (3) 臨時評価 必要と認められる期間

(勤務評価の方法)

第8条 勤務評価は、一次評価者及び二次評価者が実施する。

2 一次評価者は、教職員の評価対象期間における勤務成績の評価を行い、その評価結果を勤務評価シートに記載し、二次評価者に提出するものとする。

3 二次評価者は、教職員の評価対象期間における勤務成績の評価を行い、その評価結果を勤務評価シートに記載し、市町村教育委員会教育長（以下「市町村教育長」という。）に提出するものとする。

(指導助言者及び評価者)

第9条 指導助言者及び評価者は、次の表のとおりとする。

教職員の区分	一次指導助言者及び一次評価者	二次指導助言者及び二次評価者
略		

2 校長の一次指導助言者及び一次評価者で、市町村教育委員会において教職員人事所管課長等に相当する職がなく市

<p>きない場合は、一次評価を省略することができる。</p> <p>3 副校長又は教頭の二次評価者で、市町村教育委員会において教職員人事所管課長等に相当する職がなく市町村教育長が指定できない場合は、二次評価者は市町村教育長とする。</p> <p>4 栄養教諭及び学校栄養職員の内共同調理場に勤務する者については、一次評価者を、共同調理場長、副校長又は教頭の内市町村教育長が指定する者とする。</p> <p><u>(人事評価結果の開示)</u></p> <p><u>第9条 被評価者の人事評価の結果については、当該被評価者に開示するものとする。</u></p> <p>(指導及び助言)</p> <p><u>第10条 市町村教育長は、人事評価の適正な実施を確保するため、校長その他の評価者に対し、必要な指導及び助言を行うものとする。</u></p> <p>2 略</p> <p><u>(人事評価の報告)</u></p> <p><u>第11条 市町村教育委員会は、県教育委員会に人事評価の結果を報告するものとする。</u></p> <p>(秘密の保持)</p> <p>第12条 略</p> <p><u>(書類の保存)</u></p> <p><u>第13条 人事評価に関する書類の保存期間は、5年間とし、適正に保管しなければならない。</u></p> <p><u>(評価結果の活用)</u></p> <p><u>第14条 人事評価の結果については、被評価者の人材育成に積極的に活用するとともに、任用、給与、分限その他の人事管理の基礎として活用するものとする。</u></p> <p><u>(苦情等の申出)</u></p> <p><u>第15条 被評価者は、人事評価の結果に関する苦情等があるときは、当該被評価者が所属する学校を所管する教育委員会が別に定めるところにより、苦情等を申し出ることができるものとする。</u></p> <p>2 被評価者は、前項の苦情等の申出をしたことを理由として、不利益な取扱を受けない。</p> <p>第16条～第17条 略</p>	<p>市町村教育長が指定できない場合は、一次指導助言及び一次評価を省略することができる。</p> <p>3 副校長又は教頭の二次指導助言者及び二次評価者で、市町村教育委員会において教職員人事所管課長等に相当する職がなく市町村教育長が指定できない場合は、二次指導助言者及び二次評価者は市町村教育長とする。</p> <p>4 栄養教諭及び学校栄養職員の内共同調理場に勤務する者については、一次指導助言者及び一次評価者を、共同調理場長又は教頭の内市町村教育長が指定する者とする。</p> <p><u>(勤務評価シートの効力)</u></p> <p><u>第10条 勤務評価シートは、当該評価対象期間中の教職員の勤務成績を示すものとする。</u></p> <p>2 勤務評価シートは、新たに勤務評価シートが作成されるまでの間、当該評価対象期間に引き続く期間におけるその教職員の勤務成績を示すものとみなす。ただし、その期間は2年を限りとする。</p> <p>(教育長の指導及び助言)</p> <p><u>第11条 市町村教育長は、人事評価の適正な実施を確保するため、校長に対し、再評価の実施その他の必要な指導及び助言を行うものとする。</u></p> <p>2 略</p> <p>(秘密の保持)</p> <p>第12条 略</p> <p><u>(シートの保管)</u></p> <p><u>第13条 自己目標管理シート及び勤務評価シートは、校長、市町村教育長及び県教育長が適正に保管しなければならない。</u></p> <p>第14条～第15条 略</p>
---	---

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

公安委員会告示

長崎県公安委員会告示第41号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第44条第2項第2号の規定に基づき、壱岐市内の乗合自動車の停留所における一般旅客自動車運送事業用自動車等の停車又は駐車に関する関係者の合意内容を下表のとおり公示する。

令和3年12月7日

長崎県公安委員会委員長 山中 勝義

一般旅客自動車運送事業用自動車等が停車又は駐車をする乗合自動車の停留所の名称	所在地	停車又は駐車をする一般旅客自動車運送事業用自動車等の範囲	最左欄の停留所における左欄の停車又は駐車が道路又は交通の状況により支障がないものとなるようにするため必要と認める事項	合意状況
壱岐病院	壱岐市郷ノ浦町東触1626番地2先	壱岐市と運行協定を締結した初山地区まちづくり協議会オレンジバス部会による市町村運営自家用有償旅客運送事業の用に供する自動車（乗車定員11人未満）に限る。	最左欄の停留所における左欄の停車又は駐車は、左欄に係る運行時間内に限るものとする。	令和3年10月27日付け関係者間で合意
桜川（芦辺方面）	壱岐市郷ノ浦町志原西触41番地2先			
桜川（郷ノ浦方面）	壱岐市郷ノ浦町志原西触41番地1先			
品川病院前（芦辺方面）	壱岐市郷ノ浦町東触808番地先			
品川病院前（郷ノ浦方面）	壱岐市郷ノ浦町東触811番地1先			
団地入口（勝本芦辺方面）	壱岐市郷ノ浦町東触637番地1先			
団地入口（郷ノ浦方面）	壱岐市郷ノ浦町東触639番地3先			
八畑（勝本芦辺方面）	壱岐市郷ノ浦町本村触61番地7先			
八畑（郷ノ浦方面）	壱岐市郷ノ浦町本村触742番地1先			
新道（郷ノ浦）（勝本芦辺方面）	壱岐市郷ノ浦町本村触678番地8先			
新道（郷ノ浦）（郷ノ浦方面）	壱岐市郷ノ浦町本村触676番地13先			
本町（郷ノ浦）（勝本芦辺方面）	壱岐市郷ノ浦町郷ノ浦15番地3先			
本町（郷ノ浦）（郷ノ浦方面）	壱岐市郷ノ浦町郷ノ浦60番地1先			
市役所前	壱岐市郷ノ浦町本村触565番地3先			
郷ノ浦港	壱岐市郷ノ浦町郷ノ浦281番地7先			

発行者  
長崎県  
長崎市尾上町三番一号

電話代表  
直通表  
(八二四)  
二二二  
一四一

印刷所

長崎市樺島町八番十二号

株式会社  
寺クイック  
プリン  
宏  
弥ト